

農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）の  
開催について

平成 25 年 5 月 21 日  
農林水産業・地域の活力創造本部決定  
平成 27 年 2 月 13 日  
一 部 改 正  
平成 27 年 10 月 9 日  
一 部 改 正  
平成 27 年 11 月 25 日  
一 部 改 正  
令和 3 年 11 月 18 日  
一 部 改 正（案）

1. 農林水産業・地域の活力創造本部を補佐し、農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討し、施策の進捗管理を行うため、農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 幹事会の庶務は、農林水産省その他関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

「農林水産業・地域の活力創造本部幹事会（局長級会合）」 構成員

座 長 内 閣 官 房 内閣官房副長官補（内政）

副座長 内 閣 官 房 内閣審議官

農林水産省 大臣官房総括審議官

構成員 内 閣 官 房 新しい資本主義実現本部事務局次長

内 閣 官 房 まち・ひと・しごと創生本部事務局次長

内 閣 官 房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官

内 閣 府 沖縄振興局長

内 閣 府 規制改革推進室長

内 閣 府 地方創生推進事務局審議官

消 費 者 庁 次長

デジタル庁 統括官

復 興 庁 統括官

総 務 省 大臣官房地域力創造審議官

出入国在留管理庁 次長

外 務 省 経済局長

財 務 省 大臣官房総括審議官

文部科学省 総合教育政策局長

厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）

経済産業省 経済産業政策局地域経済産業グループ長

国土交通省 総合政策局長

環 境 省 総合環境政策統括官

※1 本部員に新しい資本主義担当大臣、デジタル田園都市国家構想担当大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）及びデジタル大臣が追加されたこと等に伴い、下線部を変更・追記。

※2 法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び環境省の組織再編に伴い、下線部を変更。